

障害者差別解消支援地域協議会 プロジェクトチームについて(報告)

1、経緯

- ・令和7年10月に、春日部市自立支援協議会と兼ねる形式にて、春日部市障害者差別解消支援地域協議会(以下「差別協議会」)が設置されました。差別協議会は、事例共有、体制整備、紛争解決の後押しを目的に、当事者・医療・法曹・教育・行政等の多様なメンバーで構成されています。
- ・差別協議会の効果的な運営方法の検討と、現場の相談・事例の実態を踏まえた運用方針の確認を、本市関係課及び関係事業者を交え4月14日に行いました。

2、確認事項・今後の方針

(1)確認事項

<p>①本市における、効果的な差別協議会の役割と運営枠組みは何か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会(年2回)は報告・方針承認の場 ・実務は小規模のコアメンバー(相談支援・基幹・行政)で機動的に事例収集・分類し、事例集(ガイド)策定を目指す
<p>②差別と虐待の関係・整理は必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別と虐待は異なる視点で扱うべき(虐待は明確なスキーム・判定体制が必要) ・差別の積み重ねの先に虐待が生じ得るため、差別への感度向上は虐待の未然防止に資する ・合理的配慮の理解と合意形成当事者・支援者側の「これは差別である」という認識が広がっていない ・権利条約、差別解消法をベースに、何が差別かの共通認識を醸成する必要 ・差別に関する相談が「当たり前になる」環境整備(事例集の整備・周知)が不可欠
<p>③差別に関する情報収集・周知・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春日部独自の事例集・対応ガイドラインの整備(内閣府DBも参照しつつ地域適合に絞る) ・当事者団体・当事者からのヒアリングやアンケートの活用(「差別」という語に拘らない入口設計で自由記述を引き出す) ・人権・DV等の既存相談窓口との連携強化(たらい回し回避のための接続ルートの可視化) ・医療・教育・商工など関係課・関係機関の巻き込み(重層的支援体制の観点)

(2) 今後の方針

① 初期フェーズの進め方

- ・現場相談に埋もれがちな差別事例の「見える化」から着手
- ・小規模コアメンバーによるプロジェクトチーム(相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政)を編成
- ・春日部版「差別対応事例集」と「対応ガイドライン」を作成(分類・頻出類型・対応例を整理)
- ・必要に応じて当事者団体・関係課・関係機関を随時招致し意見聴取
- ・全体会へ段階的に報告し、運用を継続的に改善(積み上げで精度向上)

② 中長期の方向性

- ・差別解消の取組を共生社会づくりへ拡張(障害分野に留まらず、女性・外国人など横断的課題に接続)
- ・相談しやすい環境・周知の強化(事例周知により「相談してよい」風土の醸成)
- ・紛争解決の後押し機能の強化(役割分担明確化と迅速対応)

③ リスク・留意点

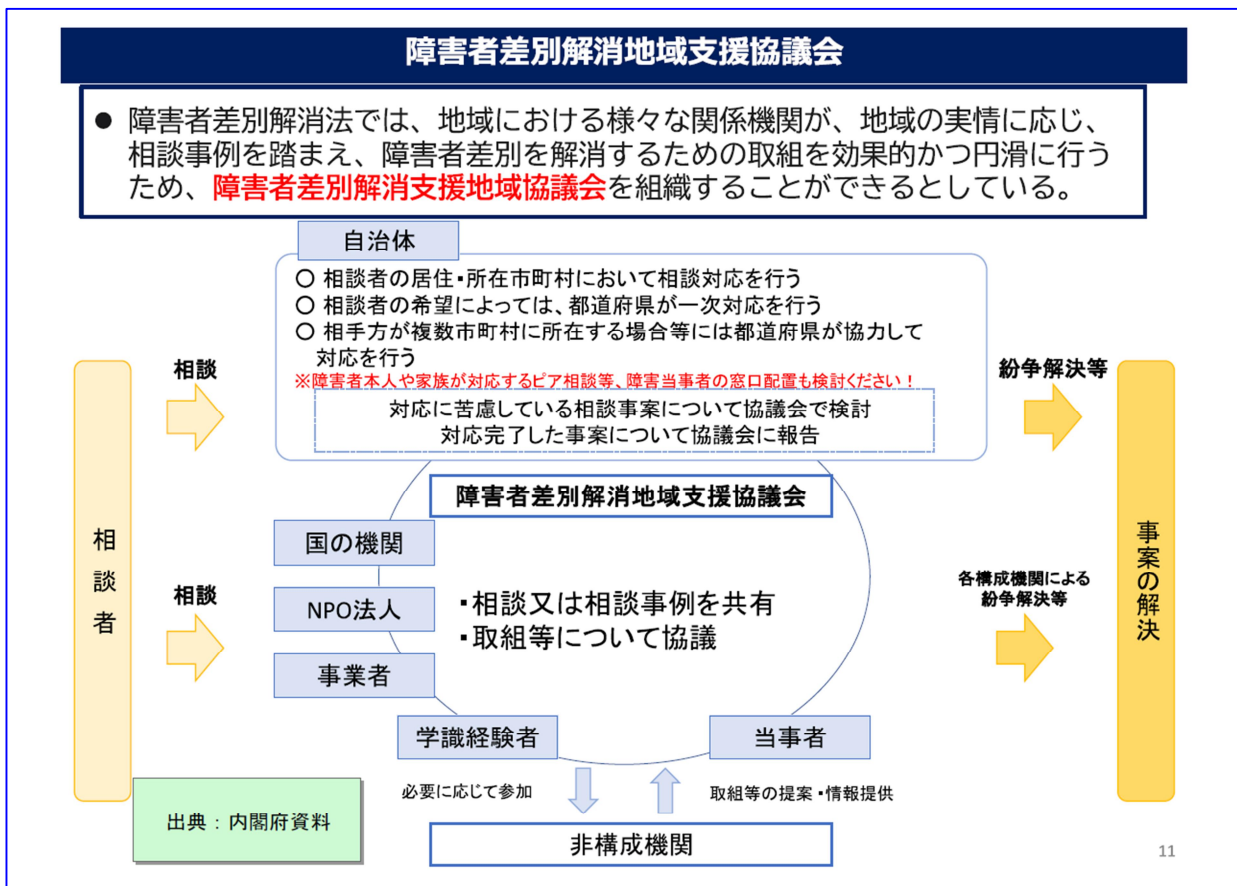
- ・マンパワー及び専門人材の制約により会議体増加は非効率
- ・全体会と部会(プロジェクト)の役割混同による形骸化リスク
- ・事例の顕在化不足(当事者の自己認識欠如・支援者の上げにくさ)への対策が必要
- ・大規模事例データベースの「読み込みだけで終わる」運用回避(地域特化の要約と適用に絞る)
- ・医療・教育等での受け入れ困難や合理的配慮の不履行は継続課題(関係機関連携の具体化が鍵)

3. 補足情報

(1) 差別協議会の運営方法に関する本市関係課及び関係事業者による意見交換

- ・日程: 令和8年4月14日(火)
- ・出席者: 春日部市社会福祉協議会、基幹相談支援センター、本市委託相談支援事業所(3法人)、福祉総務課、人権共生課、障がい者支援課

(2)参考 出典:内閣府「障害者差別解消支援地域協議会



地域協議会の設置により期待できるメリット

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 相談への迅速な対応 | 相談の「たらい回し」を防ぎ、関係機関等で共有・蓄積した相談に係る事例等を踏まえて迅速に権限ある機関につなぐなどの対応が可能となる。 |
| 2 | 紛争解決に向けた対応力の向上 | 相談を受け止め、相談に係る事案について関係者間で意見交換することにより、障害者差別解消に向けた認識や望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることができる。 |
| 3 | 職員の事務負担の軽減 | 長期的な視点で見れば、相談に係る事例の共有・蓄積が進むことにより、新たな相談にスムーズに対応できるようになる。 |
| 4 | 権利擁護に関する意識のPR | 権利擁護に関する意識が高く、障害者差別の解消に向けて積極的に取り組んでいることをPRできる。 |
| 5 | 互いに本音で話し合える関係の構築 | 地域協議会の場で各メンバーが一同に会し、対話を行うことで、お互いに本音を話し合える関係を築くことができ、いざという時も相互に協力できる雰囲気醸成することができる。 |